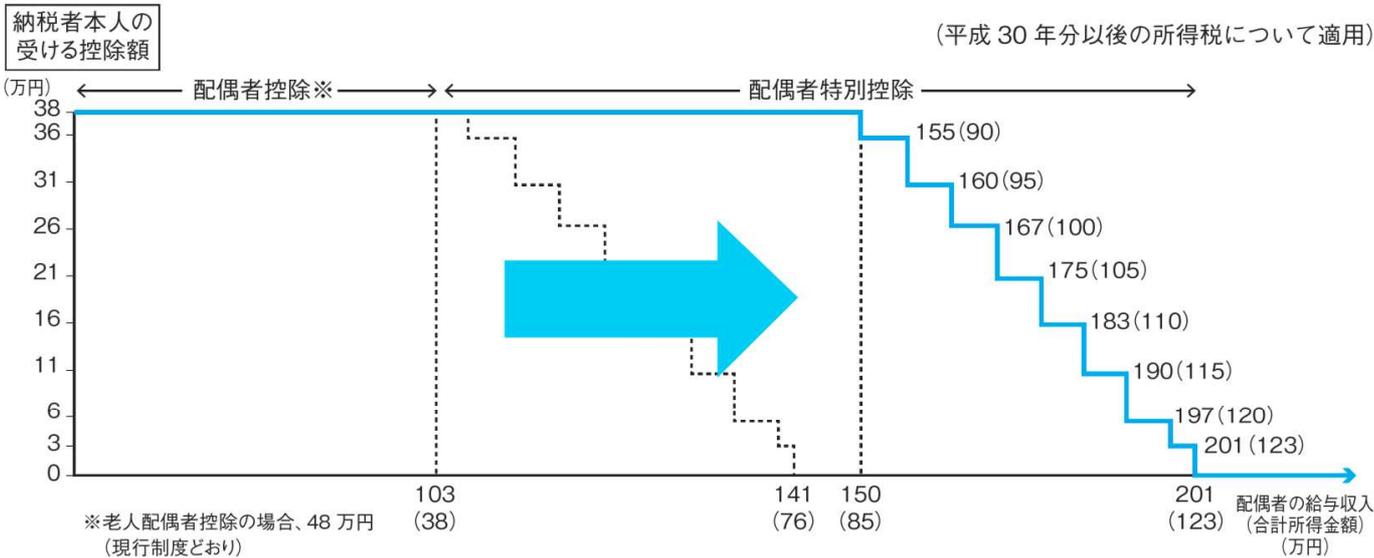


平成 30 年 1 月分給与より 配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

○納税者本人の給与収入が 1,120 万円以下の場合(合計所得金額が 900 万円以下の場合)



(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が 1,120 万円(900 万円)超 1,220 万円(1,000 万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が通減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が 1,120 万円(900 万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、① 1,120 ～ 1,170 万円(900 ～ 950 万円)の場合には、その控除額の 2/3、② 1,170 ～ 1,220 万円(950 ～ 1,000 万円)の場合には、その控除額の 1/3 とし、③ 1,220 万円(1,000 万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は 1 万円未満切上げ)

(出典: 税制調査会資料)

2. 納税者本人の給与収入(合計所得金額)に応じて控除額が変わる

■ 納税者本人の所得に応じた配偶者控除額・配偶者特別控除額 一覧

配偶者の給与収入(合計所得金額) (単位: 万円)

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除*	配偶者特別控除									
	～ 103 (～ 38)	～ 150 (～ 85)	～ 155 (～ 90)	～ 160 (～ 95)	～ 167 (～ 100)	～ 175 (～ 105)	～ 183 (～ 110)	～ 190 (～ 115)	～ 197 (～ 120)	～ 201 (～ 123)	201 ～ (123 ～)
～ 1,120 (～ 900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～ 1,170 (～ 950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～ 1,220 (～ 1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220 ～ (1,000 ～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①～ 1,120 万円(900 万円)の場合、控除額 48 万円、② 1,120 ～ 1,170 万円(900 ～ 950 万円)の場合、控除額 32 万円、③ 1,170 万円～ 1,220 万円(950 ～ 1,000 万円)の場合、控除額 16 万円、④ 1,220 万円超(1,000 万円超)の場合、適用なし。

(出典: 税制調査会資料)